

池川紙一揆の足跡を辿る旅（池川紙一揆ツアー）

（主催：仁淀川の“緑と清流”を再生する会）

「池川紙一揆の足跡を辿る」

池川紙一揆は、今から239年前の天明7年（1787年）2月、仁淀川町池川や名野川の農民721名が、平紙の自由販売等を要求して愛媛県に兆散（農民が団結して土地を捨て逃げることを逃散）した事件。田畑が少ないこの地域では、お茶や楮（コウゾ）、三桠（ミツマタ）を生産し副業としていた。年貢も紙で納め（御蔵紙）、それ以外の紙（平紙）を伊予の商人等に販売し生計を立てていた。ところが、藩財政が窮迫した土佐藩は、津野山一揆（1755年）の後廃止していた紙の専売制を復活させ京屋常助という商人を指定してきた。紙は伊予の商人に売ることができず、安く買ったたかれ、生活は窮乏した。天明の飢饉が続く中、伊予へ逃亡する者、間人（もうと。正式な住人としての権利を認められていない者）百姓になる者が続出し、過酷な取り立てや命令に百姓たちは我慢の限界に達していた。訴願書を提出するも、藩庁は詮議を怠り黙殺しようとした。百姓達は、藩庁側の理不尽な態度に憤激し一揆の決心をする。何度か評定を開き、総代を選出し、強訴ではなく兆散し、間人百姓に召抱えて下さるよう嘆願することとなった。

2月16日夕方、土居川の安の川原に15歳以上60歳未満の池川・用居の男子601名が集まり、水の峠、雑誌山を越えて愛媛県久万高原町東川の河崎神社に着いた。ここで村民のもてなしで2泊し、その後、菅生山大宝寺に入った。24日には名野川の百姓120人も合流し、松山藩に嘆願書を提出。3月4日に嘆願書は突き返され、3月13日に名野川の百姓は帰村したが、池川・用居の百姓は改めて「17か条の願書」を松山藩に提出し、土佐藩に送られた。願書は聞き届けられたが、帰国後の無処罰の赦免状を要求して動かなかったため、大宝寺の住職が斡旋に入り、土佐藩の常通寺（当時の一番札所で家老級のお寺）を通して赦免状を得た。

3月21日、601人の百姓達は住職や松山藩の役人に連れられて堂々と帰村した。藩庁は国産平紙問屋の廃止と自由販売制の復活を行い、過重な夫役の軽減や庄屋の不正追及、特権商人とつながっていた村役人の交代により、農民たちは商品経済の自由を勝ち取り、民間製紙業は飛躍的に発展することとなった。しかし、1年後の9月、奉行所は指導者2人を突然に逮捕投獄した。無処罰の覚書を無視した土佐藩の処置に、松山藩や阿波藩が抗議している。

さて、今回のツアーでは、まず集合場所の土居川の安の川原を訪れた。現在では200人ぐらいが限界の川原だが、昔はもっと広く601人が集まった。この川原には昭和14年11月18日に行乞（ぎょうこつ。托鉢）に訪れた種田山頭火の句碑があり、見学した。

次に、山道を通り愛媛県に抜けて行った「雑誌（ぞうし）越え予土往還」（現在の高知県仁淀川町と愛媛県久万高原町を結ぶかつての旧街道の一部）をツボイの大規模林道から眺め、町の林道を用居の方へ下って行った。用居では、長州大工（河嶋山神社を建てた友助）作の大師堂と旧用居番所を見学した。林間園芸研究センターで昼食をとり、展示されている大師堂と地藏堂の天井画（植物画）も見ることができた。

午後は、久万高原町の東川地区にある純信（よさこい節の）のお墓にお参りした後、村民のもてなしで601人が2泊した河崎神社を訪れた。境内は広いが建物は拝殿と本殿、鐘楼ぐらいで、どこで寝たのだろうかと考えてしまった。

その後、一揆勢も通ったであろう岩屋寺ルートで大宝寺に向かった。参道の横の道をワゴン車でお寺まで上がることができ、ゆっくり拝観することができた。ここに721人が本堂や5つの宿坊に分かれて1ヶ月以上（名野川は約3週間）滞在している。大きなお寺なので鐘楼も二ヶ所あった。ただ、当時の建物は火事で焼けたとのことで、昔の佇まいを見ることはできなかった。お土産にもらった「おくま饅頭」を食べながら帰路に着いた。

（文責：仁淀川の“緑と清流”を再生する会 園山幹雄氏）